

*** 憲法記念日 イベント ***

明治大学特任教授／ワシントン州弁護士 ローレンス・レペタ 氏 特別講演会
『情報公開の『現在』と『未来』～法廷メモ訴訟のレペタ先生が語る～』

2012年5月3日(木・祝) LEC 渋谷駅前本校にて

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、憲法記念日の2012年5月3日(木・祝)に、LEC渋谷駅前本校にて、明治大学特任教授でワシントン州弁護士のローレンス・レペタ氏をお招きし、「情報公開の『現在』と『未来』～法廷メモ訴訟のレペタ先生が語る～」と題した特別講演会を開催いたします。

法廷メモ訴訟とは

事前に法廷でメモを取っていいか日本の裁判所に許可を求めたが、不許可となったため、知る権利(憲法 21 条)の侵害を主張して国家賠償法に基づく損害賠償を求めた裁判。原告であったレペタ氏の名前をとってレペタ事件、レペタ裁判とも呼ばれる。最高裁は請求を退けたものの傍論で、メモを取る行為自体について、「故なく妨げられてはならない」、「メモを取る行為が法廷における公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げる場合には、それを制限又は禁止することも許されるが、そのような事態は通常はあり得ないから、特段の事由がない限り傍聴人の自由に任せるべき」と判示し、判決当日、全国のすべての裁判所が、掲示板からメモ禁止の表示を削除、以来、一般傍聴人のメモが事実上解禁されている。

◆ 日本の「知る権利」をグローバルスタンダードに引き上げた開拓者

国民のチェックの下、公正で開かれた行政を進めることを目的とした情報公開法が 2001 年 4 月に施行されてから、11 年が経過しました。日本の情報公開法は、公務員の職務に関する情報を除き、個人は特定できないかたちでの公開が原則であり、官庁には公益上重要である場合、個人情報を含む情報を公開できる裁量がありますが、積極的にには行われていないのが現状です。一方、アメリカでは、1966 年にアメリカ情報自由法が施行されてから 46 年の歴史があり、その根底には、国民の知る権利こそ民主社会の柱との認識があります。

今回ご講演いただくレペタ氏は、法廷メモ訴訟の原告として国家賠償請求を起こされ、以後裁判所でのメモなど法廷内での筆記行為を原則自由とする扱いへと変えた、日本の「知る権利」をグローバルスタンダードに引き上げられた開拓者です。判決から 23 年経過した現在は、明治大学特任教授として、また、NPO 法人情報公開クリアリングハウスのメンバーとして、日本の情報公開のあり方について、発信され続けていらっしゃいます。講演では、法廷メモ訴訟の経緯を踏まえながら、情報公開法を含めた日本の諸法律の問題点や日本とアメリカの違いなど、多岐に渡りお話いただきます。

◆ 講演会概要

タイトル	情報公開の『現在』と『未来』～法廷メモ訴訟のレペタ先生が語る～
講師	ローレンス・レペタ氏 (明治大学特任教授／ワシントン州弁護士) <略歴> 1951 年 ニューヨーク州生まれ。ニューヨーク州立大学卒業後、ワシントン大学ロー・スクールに進学。1979 年 ワシントン州弁護士登録。1983 年 「法廷メモ禁止は知る権利や裁判公開原則を保障した憲法に違反する」と提訴し、1989 年に最高裁で「法廷メモは原則自由」という画期的な判決を勝ち取った。その後、モルガン・スタンレー・デイン・ウィッター証券のエグゼクティブ・ディレクター、テンブル大学ジャパン副学長などに就任。2003 年 8 月から 1 年間、阿倍フェローシップを得て、ナショナル・セキュリティ・アーカイブ研究員として、ワシントン DC に滞在。2004 年 9 月 大宮法科大学院大学教授としてアメリカ法を教えている。現在、明治大学法学部特任教授、NPO 法人情報公開クリアリングハウスで活動。
開催日時	2012 年 5 月 3 日(木・祝) 11:00～12:30 ※質疑応答含む
会場	LEC 渋谷駅前本校 【所在地】 東京都渋谷区道玄坂 2-6-17 渋谷シネタワー(受付 10 階) 【交通】 渋谷駅ハチ公口を出て道玄坂通りを進む。駅から 3 分
参加料	無料
対象	弁護士・検察官・裁判官等法曹資格にご関心のある方、弁護士・検察官・裁判官等法曹を目指している方、 弁護士・検察官・裁判官等法曹業務に従事している方。

 本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL:0570-064-464
 取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 広報課 TEL:03-5913-6220